

IV 肢体不自由

1 障害程度の認定について

- (1) 肢体不自由の障害程度は、上肢不自由、下肢不自由、体幹不自由及び脳原性運動機能障害（上肢機能・移動機能）の別に認定します。
- (2) 上肢、下肢、体幹の各障害が重複する場合は、身体障害認定基準の障害が重複する場合の取扱いにより上位等級に認定することが可能ですが、脳原性運動機能障害については、肢体不自由の中で独立した障害区分のため、肢体不自由の区分（上肢・下肢・体幹）との重複認定はできません。
- (3) 肢体不自由は、機能の障害の程度をもって判定しますが、判定は、「強制されて行われた一時的能力ではではない」とされています。例えば、無理をすれば1kmの距離は歩行できるが、そのために症状が悪化する、又は疲労・疼痛等のために翌日は休業しなければならない場合は、1kmの歩行ができるとはいえません。
- (4) 肢体の疼痛又は筋力低下等も、客観的に証明でき、又は妥当と思われる場合は機能障害として取扱います。

ア 疼痛による機能障害

筋力テスト、関節可動域の測定又はエックス線写真等により、疼痛による障害があることが医学的に証明されるもの

イ 筋力低下による機能障害

筋萎縮、筋の緊張等筋力低下をきたす原因が医学的に認められ、かつ、徒手筋力テスト、関節可動域の測定等により、筋力低下による障害があることが医学的に証明されるもの

- (5) 機能障害の程度は、「全廃」、「著しい障害」、「軽度」に分類されます。

ア 全廃

関節可動域が10度以内、又は徒手筋力テストで2以下に相当するもの（肩及び足の各関節を除く）

イ 著しい障害

関節可動域が日常生活に支障をきたすと見なされる値（概ね90度）のほぼ30%（概ね30度以下）、徒手筋力テストで3に相当するもの（肩及び足の各関節を除く）

ウ 軽度の障害

関節可動域が日常生活に支障をきたすとみなされる値（概ね90度で足関節の場合は30度を超えない）又は、徒手筋力テストで各運動方向の平均が4に相当するもの

- (6) 7級単独では、身体障害者手帳の交付対象とはなりません、7級相当の障害が2つ以上ある場合6級となります。
- (7) 機能障害の程度判定は、義肢や装具等の補装具を装着しない状態で行います。

2 留意事項

- (1) 徒手筋力テストと関節可動域では、いずれか一方が該当すれば認定可能です。
- (2) 関節可動域の表示並びに測定方法は、日本整形外科学会身体障害委員会及び日本リハビリテーション医学会評価基準委員会において示された「関節可動域表示並びに測定法」により行うものとされており、原則として他動的に動かした時の関節可動域を測定します。
関節可動域制限については、各関節とも、運動方向のすべての可動域で判断することとなり、原則として全方向が基準に合致する必要があります。
- (3) 筋力テストは、徒手による筋力検査によって行うものであり、次の内容で×、△、○の3つで区分します。
 - ×【消失、著減以下】いかなる体位でも関節の自動不能
 - 【著減】自分の体部分の重さに抗し得ないが、それを排するような体位では自動可能
 - △【半減】検者の加える抵抗には抗し得ないが、自分の体部分の重さに抗して自動可能
 - 【やや減】検者の手の置いた程度の抵抗に排して自動可能
 - 【正常】検者の手で加える十分な抵抗を排して自動可能

徒手筋力テストは、各運動方向の平均値（小数点以下は四捨五入）により評価します。

例)股関節「屈曲4 伸展4 外転3 内転3 外旋3 内旋4」の場合は、平均値3.5の小数点以下を四捨五入し、4相当となります。

(4) 人工骨頭または人工関節の置換術後は、経過が安定した時点の機能障害の程度により判定します。

3 上肢不自由

上肢不自由は、「機能障害」及び「欠損障害」の2つに大別されます。

一上肢、一下肢の障害とは、それぞれ一肢全体に障害が及ぶものを意味し、各関節の障害を個別に合算した結果とは必ずしも一致しない場合があります。

＜上肢不自由における障害程度等級表＞

級別	上肢不自由
1級	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの
2級	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの
3級	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
4級	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害
5級	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害
6級	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの
7級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの

＜障害部位別の具体例＞

① 一上肢の機能障害

部位	程度	等級	機能障害の具体例
一上肢	全廃	2級	肩関節、肘関節、手関節、手指の全ての機能の全廃したもの
	著障	3級	握る、摘む、なでる（手、指先の機能）、物を持ち上げる、運ぶ、投げる、押す、ひっぱる（腕の機能）等の機能の著しい障害をいう
			機能障害のある上肢では5kg以内のものしか下げることができないもの（荷物を手指で握っても肘でつり下げてもよい）
軽度	7級	一上肢の肩関節、肘関節、手関節のうち、いずれか2関節の機能を全廃したもの 精密な運動ができないもの 機能障害のある上肢では10kg以内のものしか下げることができないもの	

② 上肢の各関節の機能障害

部位	程度	等級	機能障害の具体例		
			関節可動域	筋力	その他
肩関節	全廃	4級	30度以下	2以下	
	著障	5級	60度以下	3相当	
	軽度	7級	90度以下	4相当	
肘関節	全廃	4級	10度以下	2以下	高度の動揺関節
	著障	5級	30度以下	3相当	中等度の動揺関節、前腕回内及び回外運動が可動域10度以下
	軽度	7級	90度以下	4相当	軽度の動揺関節
手関節	全廃	4級	10度以下	2以下	
	著障	5級	30度以下	3相当	

※「関節可動域」、「筋力」及び「その他」は、いずれか一つが該当する必要があります。

③ 手指の機能障害

機能障害のある指の数が増すにつれて幾何学的に障害が重くなり、特におや指、次いでひとさし指の機能が重要です。おや指については摘む、握る等の機能を特に考慮します。

部位	程度	等級	機能障害の具体例			
			関節可動域	筋力	握力	その他
一側の五指全体	全廃	3級				字を書いたり、箸を持つことができないもの
	著障	4級			5kg以内	・ 鋏又は金槌の柄を握り、各作業ができないもの ・ 5kg以内のものしか下げることができないもの
	軽度	7級			15kg以内	・ 精密な運動ができないもの ・ 10kg以内のものしか下げることができないもの
各指	全廃	-	各々10度以下	2以下	※各指の認定では、MP関節（中手指節関節）とPIP関節（近位指節間関節）のどちらも基準に合致すること	
	著障	-	各々30度以下	3相当		

※「関節可動域」、「筋力」及び「その他」は、いずれか一つが該当する必要があります。

<上肢の欠損障害>

等級	参考図		
1級	2 両上肢を手関節以上で欠くもの 		※「指を欠くもの」の定義 おや指については指骨間関節 (IP関節)以上、その他の指については、第一指骨間関節 (PIP関節)以上を欠くものをいいます。 【該当しない】 【該当する】 
2級	2 両上肢の全ての指を欠くもの 	3 一上肢を上腕の1/2以上で欠くもの 	
3級	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 	4 一上肢のすべての指を欠くもの 	
4級	1 両上肢のおや指を欠くもの 	4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 	6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 
5級	3 一上肢のおや指を欠くもの 		
6級	2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 	疑義解釈) 両上肢のひとさし指を欠くもの 	疑義解釈) 一上肢のなか指、くすり指、小指と他側上肢のひとさし指を欠くもの 
7級	5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 		

4 下肢不自由

下肢不自由は、「機能障害」「欠損障害」及び「短縮障害」の3つに大別されます。

<下肢不自由における障害程度等級表>

級別	下肢不自由
1級	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2級	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
3級	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの
4級	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
5級	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
6級	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害
7級	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの

<障害部位別の具体例>

① 一下肢全体の機能障害








部位	程度	等級	機能障害の具体例
一 下 肢	全廃	3級	下肢の運動性と支持性をほとんど失ったもの 具体例①下肢全体の筋力低下のため患肢で立位を保持できないもの ②大腿骨又は脛骨の骨幹部偽関節のため、患肢で立位を保持できないもの
	著障	4級	歩く、平衡をとる、登る、立っている、身体を廻す、うづくまる、膝をつく、座る等の下肢の機能の著しい障害 具体例①1km以上の歩行不能なもの ②30分以上起立位を保つことができないもの ③通常の駅の階段昇降が手すりにすがらなければならないもの ④通常の腰掛けでは腰掛けることができないもの ⑤正座、あぐら、横座りのいずれも不可能なもの
	軽度	7級	具体例①2km以上の歩行不能なもの ②1時間以上の起立位を保つことができないもの ③横座りはできるが、正座及びあぐらのできないもの

② 下肢の各関節の機能障害

部位	程度	等級	機能障害の具体例			
			関節可動域	筋力	動揺関節	その他
股関節	全廃	4級	10度以下	2以下		
	著障	5級	30度以下	3相当		
	軽度	7級				小児の股関節脱臼で軽度の跛行を呈する
膝関節	全廃	4級	10度以下	2以下	高度	高度の変形
	著障	5級	30度以下	3相当	中等度	
	軽度	7級	90度以下	4相当	軽度	膝関節の筋力低下で2km以上の歩行不能
足関節	全廃	5級	5度以下	2以下	高度	高度の変形
	著障	6級	10度以下	3相当	中等度	
	軽度	7級	30度以下	4相当	軽度	
足指	全廃	7級				下駄、草履を履くことができない
	著障					※両側の場合のみ7級。特別な工夫をしなければ、両足とも下駄・草履を履くことができない

※「関節可動域」、「筋力」及び「その他」は、いずれか一つが該当する必要があります。

<下肢の欠損障害>

等級	参考図	
1級	2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 	
2級	2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 	
3級	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 	2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 
	4級	1 両下肢のすべての指を欠くもの 
6級	2 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 	
7級	5 一下肢のすべての指を欠くもの 	

5 体幹不自由

体幹とは、頸部、胸部、腹部及び腰部を含み、その機能には各部の運動機能以外に体位の保持機能も重要です。

体幹の不自由をきたすには、四肢体幹の麻痺、運動失調、変形等による運動機能障害が挙げられます。これらの多くものは障害が単に体幹のみならず四肢にも及ぶものが多く、このような症例における体幹の機能障害とは、四肢の機能障害を一応切り離して、体幹のみの障害を想定して認定します。したがって、このような症例の等級は体幹と四肢の想定した障害の程度を総合して判定しますが、この際に2つの重複する障害として上位の等級に編入するには十分な注意が必要です。例えば、臀筋麻痺で起立困難の症例を、体幹と下肢の両者の機能障害として2つの2級を合算して1級に偏入することは妥当ではありません。

<体幹不自由における障害程度等級表>

級別	体幹不自由
1級	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2級	1 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
3級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
5級	体幹の機能の著しい障害

※体幹機能障害では1級、2級、3級及び5級のみが記載され4級と6級は欠となっています。

これは、体幹の機能障害は四肢と異なり、具体的及び客観的に表現が難しいので大きく分けられています。3級から5級に示される症状の間間と思われる場合には4級とすべきではなく、5級に留めるべきとされています。

<体幹機能の具体例>

部位	等級	具体例	
		障害程度	日常生活能力
体幹	1級	座っていることができないもの	腰掛け、正座、横座り及びあぐらのいずれもできないもの
	2級	座位又は起立位を保つことが困難なもの	10分間以上にわたり座位又は起立位を保っていることができないもの
		起立することが困難なもの	臥位又は座位より起立することが自力のみでは不可能で、他人又は柱、杖その他の器物の介護により初めて可能になるもの
	3級	歩行が困難なもの	100m以上の歩行が不能のもの、又は片脚による起立位保持が全く不可能なもの
5級	著しい障害	体幹の機能障害のために2km以上の歩行不能のもの	

<体幹認定における留意事項>

- (1) 体幹不自由は、高度の体幹麻痺をきたす症状に起因する運動機能障害の区分として設けられており、原因疾患の主なものとして脊髄性小児麻痺、強直性脊椎炎、脊髄損傷等があります。
- (2) 体幹機能の障害と下肢機能の障害がある場合は、上位等級に該当するどちらか一方の機能障害で認定することが原則です。同一疾患、同一部位における障害について、下肢と体幹の両面から見て単純に重複認定することは適当ではありません。

6 脳原性運動機能障害

この区分で程度等級を判定するのは、乳幼児期以前に発現した非進行性脳病変によってもたらされた姿勢及び運動の異常について限られており、具体的な例は脳性麻痺です。

乳幼児期に発現した障害によって、脳原性運動機能障害と類似の症状を呈するもので、肢体不自由の「上肢、下肢、体幹」の認定方法によることが著しく不利な場合は、「脳原性運動機能障害」の認定方法により行うことができます。

判定方法は、生活関連動作を主体としたものであるもので、例えば検査教示が理解できない知的障害の場合など、乳児期の判定に用いることが不適切な場合は、肢体不自由の「上肢、下肢、体幹」の認定方法で判定します。

<脳原性運動機能障害における障害程度等級表>

級別	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
	上肢機能	移動機能
1級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

<上肢機能障害及び移動機能障害の具体例>

部位	等級	例	説明
上肢機能障害がある場合	紐結びテストの結果		5分間に、長さ概ね43cmのとじ紐を何本結ぶことができるかを検査するもの。 具体的には、とじ紐を机の上に被験者から10cm離して3cm間隔で並べる。被験者は手前の紐から順に紐の両端をつまんで軽くひと結びする。
	1級	19本以下のもの	
	2級	33本以下のもの	
	3級	47本以下のもの	
	4級	56本以下のもの	
	5級	65本以下のもの	
	6級	75本以下のもの	
上肢に障害がある場合	5動作の能力テストの結果		次の5動作の可否を検査するもの ①封筒をはさみで切る時に固定する(患手で封筒を固定、患手を健手で持って封筒の上のせても可。健手ではさみを使う。封筒の切る部分をテーブルの端から出しも良い。) ②財布からコインを出す(患手で財布を空中で支えて健手で出す。ジッパーを開閉することも含む。) ③傘をさす(開いている傘を空中で支え、10秒間以上まつすぐ支える。座位のままでもよい。肩に担いではいけない。) ④健側の爪を切る(大きめの約10cmの爪切りで特別の細工の無いものを患手で使う。) ⑤健側のそで口のボタンをとめる(糊のきいていないワイシャツを健肢に袖だけ通し、患手でそで口のボタンをかける。男女とも男性用ワイシャツを使用する。)
	2級	5動作全てができないもの	
	3級	1動作しかできないもの	
	4級	2動作しかできないもの	
	5級	3動作しかできないもの	
	6級	4動作しかできないもの	
7級	5動作の全てができるが、上肢に不随意運動・失調等を有するもの		

部位	等級	例
移動機能障害	1級	伝い歩きができないもの
	2級	伝い歩きのみができるもの
	3級	支持なしで立位を保持し、その後10m歩行することはできるが、椅子から立ち上がる動作又は椅子に座る動作ができないもの
	4級	椅子から立ち上がり10m歩行し再び椅子に座る動作に15秒以上かかるもの
	5級	椅子から立ち上がり10m歩行し再び椅子に座る動作に15秒未満でできるが、50cm幅の範囲を直線歩行できないもの
	6級	50cm幅の範囲を直線歩行できるが、足を開き、しゃがみこんで、再び立ち上がる動作ができないもの
	7級	6級以上には該当しないが、下肢に不随意運動・失調等を有するもの